

賃金構造基本統計調査の新職種区分における「公認会計士、税理士」の取扱について

1 第4回ワーキンググループにおける議論

- 第4回ワーキンググループでは、事務局より、
 - ・ 「公認会計士、税理士」については、現行、サンプル数が300～400前後、復元した労働者数が1万人程度にとどまっており、時系列的変動も大きくなっている。また、公認会計士と税理士を分離したとしても、統計数値の安定性の向上は見込めないこと。
 - ・ 「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」と「公認会計士、税理士」では、比較的業務の性質や必要な技術・知識に類似性があると考えられること。等から、「公認会計士、税理士」と「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」を統合し、日本標準職業分類の中分類である「経営・金融・保険専門職業従事者」をひとつの職種区分とすることを提案したところ。

日本標準職業分類	国勢調査 雇用者数(C～R)	第3回WG	第4回WG修正案
18 経営・金融・保険専門職業従事者	64,130		
181 公認会計士	10,720	233 公認会計士、税理士	
182 税理士	10,970		
183 社会保険労務士	3,290	234 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	133 経営・金融・保険専門職業従事者
184 金融・保険専門職業従事者	39,150		
189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者			

- これに対し各委員からは、
 - ・ サンプル数が少ないものをすべてまとめた方が良いかは別問題。
 - ・ 「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」についてはデータ検討がなされておらず、統合により職種の意味するところも曖昧になる可能性もある。
 - ・ 「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」について分析を行い、公認会計士、税理士との統合について検討すること。
 といった御指摘を頂いた。

2 「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」の状況

現行の賃金構造基本統計調査において、「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」の中で調査対象となっているのは、「社会保険労務士」のみであり、これと「公認会計士、税理士」の集計値を比較すると次のとおり。

		平成28年	平成29年	平成30年
労働者数 (十人)	公認会計士、税理士	1,024	1,878	1,020
	社会保険労務士	109	122	36
所定内給与額 (千円)	公認会計士、税理士	465.7	617.2	490.7
	社会保険労務士	341.4	303.0	357.6

(注) 常用労働者を10人以上雇用する民営事業所における一般労働者の数値。

一方、「社会保険労務士」以外の「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」に含まれる職業小分類には、次のような職業が含まれる。

職業小分類	含まれる職業の例示
184 金融・保険専門職業従事者	金融商品開発者、証券アナリスト、金融ストラテジスト、保険商品開発者、アクチュアリー（保険数理士）
189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	経営コンサルタント、中小企業診断士、経営指導員（商工会議所又は商工会に属するもの）、品質システム審査員

3 見直しの方向性

上記のとおり、「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」の中で現在本調査の調査対象となっているのは、「社会保険労務士」のみであり、その他の職種の賃金水準等は把握できていない。また、「公認会計士、税理士」と「社会保険労務士」の賃金水準には一定程度差異が認められる。

こうしたことから、今回の見直しでは、「公認会計士、税理士」と「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」を別の職種として調査することとし、その賃金水準等を把握した上で、次回以降の見直しにおいて必要に応じ見直しを行うこととする。

日本標準職業分類	国勢調査 雇用者数(C~R)	WG取りまとめ
18 経営・金融・保険専門職業従事者	64,130	
181 公認会計士	10,720	133 公認会計士, 税理士
182 税理士	10,970	
183 社会保険労務士	3,290	134 その他の経営・金融・保険専門職業従事者
184 金融・保険専門職業従事者	39,150	
189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者		